

2021年3月1日

お客さま各位

西日本シティ銀行

カードローン規定の改定について

当行は、カードローン規定第23条および民法が定める定型約款の変更の規定に基づき本規定を改定します。

記

1. 改定内容

今回の改定は「NCB オールインワンカード『プラスワン』」取扱開始に伴い、同商品を新規でご契約いただくお客さま向けであり、改定前よりお取引いただいているお客さまに係る変更はございません。

また、2020年8月20日にお知らせのとおり「テレフォンバンキング」および「モバイルバンキング」は2020年10月4日をもってサービスを終了しましたので、両サービスに関する記述を削除します。

■ 改定箇所

第6条（契約期間）第2項に「NCB オールインワンカード『プラスワン』」を追加します。

変更前		変更後	
商品	キャッシュエース・クイック30 アプリカードローン ランクアップカードローン	商品	キャッシュエース・クイック30 アプリカードローン ランクアップカードローン オールインワンカード「プラスワン」
最終貸越年齢	70歳	最終貸越年齢	70歳
最終契約年齢	70歳	最終契約年齢	70歳

第3条（取引の方法）から「テレフォンバンキング」および「モバイルバンキング」に関する記述を削除します。

変更前	変更後
第1項 ② この取引は、銀行からローン専用カード（以下「カード」という。）が交付されるものとします。 この取引は、電話での申出による方法、カードまたは銀行所定の請求書を使用して行うものとします。	第1項 ② この取引は、銀行からローン専用カード（以下「カード」という。）が交付されるものとします。 この取引は、カードまたは銀行所定の請求書を使用して行うものとします。

<p>カードを使用して取引を行う場合、現金自動支払機または預入支払機（以下「自動支払機」という。）の取扱については、別に定める「キャッシュカード規定」、「オールインワンカード規定」によるものとします。</p> <p><u>電話での申出による方法の場合は、銀行が認めた場合のみの取扱とし、返済用預金口座の暗証番号を提示するものとします。</u></p> <p>なお、銀行所定の請求書による場合、返済用預金口座通帳、届出印影を店頭に提示してこの取引を行うものとします。</p> <p>③ ②の取引の他、「<u>テレフォンバンキング</u>」、「<u>インターネットバンキング</u>」、および「<u>モバイルバンキング</u>」を利用して取引を行えるものとします。これらの取扱については、別に定める<u>各々</u>のご利用規定によるものとします。</p>	<p>カードを使用して取引を行う場合、現金自動支払機または預入支払機（以下「自動支払機」という。）の取扱については、別に定める「キャッシュカード規定」、「オールインワンカード規定」によるものとします。</p> <p>なお、銀行所定の請求書による場合、返済用預金口座通帳、届出印影を店頭に提示してこの取引を行うものとします。</p> <p>③ ②の取引の他、「<u>インターネットバンキング</u>」を利用して取引を行えるものとします。これらの取扱については、別に定めるご利用規定によるものとします。</p>
<p>第2項</p> <p>② この取引は、銀行からローン専用カード（以下「カード」という。）が交付されるものとします。</p> <p>この取引はカードまたは銀行所定の請求書を使用して行う方法、各種料金等の自動支払の請求により返済用預金口座の残高が不足する場合に返済用預金口座に不足金額を自動充当する方法、<u>電話での申出による方法</u>により利用するものとします。</p> <p>カードを使用して取引を行う場合、自動支払機の取扱については、別に定める「キャッシュカード規定」、「オールインワンカード規定」によるものとします。</p> <p>返済用預金口座に不足金額を自動充当する方法で当座貸越を利用する場合、「<u>テレフォンバンキング</u>」、「<u>インターネットバンキング</u>」、および「<u>モバイルバンキング</u>」の取扱については、別に定める<u>各々</u>のご利用規定によるものとします。</p> <p><u>電話での申出による方法の場合は、銀行が認めた場合のみの取扱とし、返済用預金口座の暗証番号を提示するものとします。</u></p> <p>なお、銀行所定の請求書による場合、返済用預金口座通帳、届出印影を店頭に提示してこの取引を行うものとします。</p>	<p>第2項</p> <p>② この取引は、銀行からローン専用カード（以下「カード」という。）が交付されるものとします。</p> <p>この取引はカードまたは銀行所定の請求書を使用して行う方法、各種料金等の自動支払の請求により返済用預金口座の残高が不足する場合に返済用預金口座に不足金額を自動充当する方法により利用するものとします。</p> <p>カードを使用して取引を行う場合、自動支払機の取扱については、別に定める「キャッシュカード規定」、「オールインワンカード規定」によるものとします。</p> <p>返済用預金口座に不足金額を自動充当する方法で当座貸越を利用する場合、「<u>インターネットバンキング</u>」の取扱については、別に定めるご利用規定によるものとします。</p> <p>なお、銀行所定の請求書による場合、返済用預金口座通帳、届出印影を店頭に提示してこの取引を行うものとします。</p>

<p>第3項</p> <p>② この取引は、返済用預金口座の残高が不足する場合に返済用預金口座より払戻しする方法、<u>電話での申出による方法</u>、返済用預金口座の通帳またはキャッシュカード（以下「キャッシュカード等」という。）を使用して取引する方法、および銀行所定の請求書を使用して行う方法により利用するものとします。</p> <p>なお、キャッシュカード等を使用して取引する方法で当座貸越を利用する場合、自動支払機による取扱とし、別に定める「キャッシュカード規定」、および「オールインワンカード規定」によるものとします。</p> <p>また、「<u>テレフォンバンキング</u>」、「<u>インターネットバンキング</u>」、および「<u>モバイルバンキング</u>」の取扱については、別に定める<u>各々のご利用規定</u>によるものとします。</p> <p><u>電話での申出による方法の場合、銀行が認めた場合のみの取扱とし、返済用預金口座の暗証番号を提示するものとします。</u></p> <p>銀行所定の請求書による場合、返済用預金口座通帳、届出印影を店頭に提示して行うものとします。</p>	<p>第3項</p> <p>② この取引は、返済用預金口座の残高が不足する場合に返済用預金口座より払戻しする方法、返済用預金口座の通帳またはキャッシュカード（以下「キャッシュカード等」という。）を使用して取引する方法、および銀行所定の請求書を使用して行う方法により利用するものとします。</p> <p>なお、キャッシュカード等を使用して取引する方法で当座貸越を利用する場合、自動支払機による取扱とし、別に定める「キャッシュカード規定」、および「オールインワンカード規定」によるものとします。</p> <p>また、「インターネットバンキング」の取扱については、別に定めるご利用規定によるものとします。</p> <p>銀行所定の請求書による場合、返済用預金口座通帳、届出印影を店頭に提示して行うものとします</p>
--	---

2. 効力発生日

2021年3月22日（月）

※ 改定後のカードローン規定全文は、当行ホームページ規定一覧からご覧ください。

< ホームページ規定一覧 > https://www.ncbank.co.jp/teikei_yakkan/

以 上